

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・国(上野税務署長)

平成22年9月7日棄却・不受理・確定

(第一審・津地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年6月21日判決、本資料257号-122・順号10731)

(控訴審・名古屋高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年9月25日判決、本資料259号-164・順号11277)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成22年9月7日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大谷 剛彦

当事者目録

上告人兼申立人	A株式会社
同代表者代表取締役	丙
同訴訟代理人弁護士	石井 義人ほか
被上告人兼相手方	上野税務署長 大林 弘行
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
上記兩名指定代理人	宇津木 克美